

## 6 へき地対策

### (1) へき地学校の状況

#### ① へき地学校

教育事務所	級地	4 級		3 級		2 級		1 級		準 1 級		特 地		教育事務所指定		計	
		本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校
小 学 校	県北							3	1	4		2		16		25	1
	県中					3	2	14	7	9	1	11		19		56	10
	県南			1	1	2	1	5		3		2		5		18	2
	会津		1		1	6	0	8	1	5		2		9		30	3
	南会津			1		6	3	4	3	1	1	4		1		17	7
	相双					3		6						4		13	0
いわき		1			4	2	7	1	1		1		8	1	21	5	
計		2		2	24	8	47	13	23	2	22		62	1	180	28	
中 学 校	県北							3						5		8	0
	県中					1		4		4		4		4		17	0
	県南							1		1				2		4	0
	会津				1	4		5		1				4		14	1
	南会津			1		5		1		1		2				10	0
	相双					2		3						1		6	0
いわき					4		6		1				3		14	0	
計			1	1	16		23		8		6		19		73	1	
総 計		2	3	3	40	8	70	13	31	2	28		81	1	253	29	
		2		6		48		83		33		28		82		282	

#### ② 特別へき地学校数、学級数、児童生徒数、教員数

小中別 区分	小 学 校												中 学 校												合 計											
	学校数			児童数			学級数			教員数			学校数			生徒数			学級数			教員数			学校数			児童生徒数			学級数			教員数		
	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計			
4 地	2	2	6	6	3	3	3	3																2	2	6	6	3	3	3	3					
3 地	2	2	65	22	87	8	6	14	12	6	18	1	1	2	25	6	31	3	2	5	8	5	13	3	3	6	90	28	118	11	8	19	20	11	31	
2 地	24	8	32	1,461	62	1,523	114	17	131	174	17	191	16	16	788	788	48	48	132	132	40	8	48	2,249	62	2,311	162	17	179	306	17	323				
1 地	47	13	60	3,422	156	3,578	240	27	267	352	27	379	23	23	2,234	2,234	97	97	226	226	70	13	83	5,656	156	5,812	337	27	364	578	27	605				
準 地	23	2	25	2,003	39	2,042	134	5	139	189	5	194	8	8	836	836	35	35	80	80	31	2	33	2,839	39	2,878	169	5	174	269	5	274				
特 地	22	22	2,482	2,482	134	134	196	196	6	6	1,268	1,268	42	42	85	28	28	3,750	3,750	176	176															
教育事務所指定	62	1	63	6,904	23	6,927	379	3	382	533	3	536	19	19	4,140	4,140	132	132	265	265	81	1	82	11,044	23	11,067	511	3	514	798	3	801				
台 計	180	28	208	16,337	308	16,645	1,009	61	1,070	1,456	61	1,517	73	1	9,291	6	9,297	357	2	359	796	5	801	25,628	314	25,942	1,366	63	1,429	2,252	66	2,318				

### (2) へき地教育の振興策

へき地の学校は、概して小規模であり、かつ分校も多いため複式学級が多い。従って教育条件の改善充実を図るとともに、へき地学校に優秀な教員を確保することが緊要である。

#### ① へき地教育の人事行政

「平成9年度人事異動方針」1の2において、「教育の機会均等の理念に立脚し、各学校の教職員組織の充実と均衡に努めるとともに教育庁職員組織の充実を図る」ことを基本としてかけ、これを受けて平成9年度小・中・養護学校教職員人事実施要綱の図において「交流のための区分を設定し、すべての教職員を在職期間中に都市、平地、へき地の勤務を公平に経験させる」とし、へき地と各地域との計画的な交流の推進を図った。

また、へき地派遣制度によるへき地派遣、へき地学校勤務で優秀な実績をあげた者の管理職への抜てきなどの施策もあわせて実施した。

#### ア へき地交流

##### (ア) 地域区分

県内の地域区分を次のとおりとする。

- 特A地域 旧4市（福島、郡山、会津若松、平）の学校

- A地域 市、主要町村の学校
- B地域 特A、A及びC地域以外の学校
- C地域 へき地の学校（人事委員会、教育事務所の各指定学校）

#### (イ) 交流基準

##### ⑦ へき地学校勤務については次の基準による。

- 教員については、その在職期間中に別表1による期間勤務する。ただし、会津ブロック外出身者の会津ブロックへき地学校勤務年数は、別表2による。
- 昭和28年度以降採用者のうちで、へき地学校勤務の経験のない者については、計画的にへき地学校へ転出させる。ただし、へき地学校に勤務すべき該当者が少ない場合においては、採用年度にかかわらず計画的にへき地学校に転出させる。
- すでにへき地経験を有する者が、再び相当期間へき地学校に勤務し、都市又は平地の学校に転出を希望する者については、優先的に考慮する。